

障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

(2013年愛知自治体キャラバンまとめ)

| 市町村名 | 介護保険サービスのみでは必要なサービスが確保できない場合認めている | 何らかの条件を設けている | |
|---------|-----------------------------------|--------------|---|
| | | 具体的な条件 | |
| 合計 | 27 | 20 | — |
| 1 名古屋市 | ○ | | |
| 2 豊橋市 | ○ | | |
| 3 岡崎市 | | ○ | 要介護5の場合、障がい福祉サービスの上乗せを認めていますが、障がい福祉サービスの上乗せ限度を、介護保険の支給限度額単位数の2倍、あるいは障がい程度区分ごとに定めている支給量上限額のどちらかに達するまでとしています。 |
| 4 一宮市 | | ○ | ①身体障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る) ②介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること |
| 5 瀬戸市 | | | |
| 6 半田市 | | ○ | 利用目的、障がい特性、生活環境等を聞き取り、障がい程度区分認定審査会の判断の上、必要なサービス種別、支給量を決定している。 |
| 7 春日井市 | | ○ | 居宅介護については、要介護5のものに限る |
| 8 豊川市 | | ○ | 介護支援専門員が作成するケアプランが適正であるかどうかを担当課(場合によっては介護保険担当課も含む)で確認します。それが適正であると判断された場合には、障害福祉サービス上乗せが可能です。 |
| 9 津島市 | | ○ | ①在宅の障害者であること ②介護保険の1月辺りの訪問通所サービス区分の支給限度基準額まで介護保険のサービスを受けていること ③介護保険の訪問介護を②の基準額の100分の50以上利用していること |
| 10 碧南市 | | ○ | 介護保険の要介護度が要介護5のもの(ただし区分変更しても要介護5にならない場合等は要介護4以下でも検討可能) |
| 11 刈谷市 | ○ | | |
| 12 豊田市 | | ○ | ①介護保険の要介護度が要介護5の者(要介護4以下の場合は、介護保険の介護度の再判定を) ②全身性障がい者(両上肢、両下肢のいずれにも認められる肢体不自由者1級及びこれらと同等のサービスが必要であると認められる者) ③介護保険の支給限度額基準まで介護保険サービスを利用している者 ④介護保険で訪問介護を概ね5割以上利用する場合 等 |
| 13 安城市 | ○ | | |
| 14 西尾市 | | ○ | ①介護保険の要介護度が要介護5の者(居宅介護の場合) ②介護保険にないサービスを利用する場合(同行援護) ③要支援1、2で通院に関するサービスを希望する場合 |
| 15 蒲郡市 | ○ | | |
| 16 犬山市 | | | |
| 17 常滑市 | ○ | | |
| 18 江南市 | ○ | | |
| 19 小牧市 | ○ | | |
| 20 稲沢市 | | | |
| 21 新城市 | ○ | | |
| 22 東海市 | | ○ | 介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は要介護4以下でも検討可能) |
| 23 大府市 | ○ | | |
| 24 知多市 | ○ | | |
| 25 知立市 | | ○ | |
| 26 尾張旭市 | ○ | | |
| 27 高浜市 | ○ | | |
| 28 岩倉市 | ○ | | |

| 市町村名 | | 介護保険サービスのみに必要なサービスが確保できない場合認めている | 何らかの条件を設けている | |
|------|-------|----------------------------------|--------------|--|
| | | | 具体的な条件 | |
| 29 | 豊明市 | | ○ | ケアマネジャーにケアプラン等を確認し、全体・総合的に判断しやむを得ない事情が認められる場合に上乗せ利用を認める(支給基準を作成予定)。 |
| 30 | 日進市 | ○ | | |
| 31 | 田原市 | ○ | | |
| 32 | 愛西市 | | ○ | 介護保険の介護度が要介護5の者。ただし、要介護5の者も含め、障害福祉サービスの利用希望する者に対するケース検討会議を開催し、その検討結果に基づき支給決定する |
| 33 | 清須市 | | ○ | 要介護5かつ障害程度区分6の人で、利用したいサービスが不足する理由を勘案して決定する |
| 34 | 北名古屋市 | ○ | | |
| 35 | 弥富市 | | ○ | 市町村審査会で審査のうえ、障害福祉サービスの利用が適当であると認められれば、支給決定する |
| 36 | みよし市 | ○ | | |
| 37 | あま市 | ○ | | |
| 38 | 長久手市 | | ○ | 要介護3以上を目安として認めている。 |
| 39 | 東郷町 | | ○ | 障害者手帳所持者で、要介護4以上の人。 |
| 40 | 豊山町 | ○ | | |
| 41 | 大口町 | ○ | | |
| 42 | 扶桑町 | ○ | | |
| 43 | 大治町 | ○ | | |
| 44 | 蟹江町 | | ○ | 市町村審査会で意見を聴くものとする。 |
| 45 | 飛島村 | | ○ | 必ず区分変更申請をすること。 |
| 46 | 阿久比町 | | | |
| 47 | 東浦町 | ○ | | |
| 48 | 南知多町 | | | |
| 49 | 美浜町 | | | |
| 50 | 武豊町 | ○ | | |
| 51 | 幸田町 | | ○ | 介護保険の要介護度が要介護5の者。 |
| 52 | 設楽町 | ○ | | |
| 53 | 東栄町 | ○ | | |
| 54 | 豊根村 | | | |